

財団法人地域開発研究所役員給与規程

(総 則)

第 1 条 財団法人地域開発研究所の役員に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第 2 条 役員の給与は本給、特別調整手当、通勤手当及び特別手当とする。

(本 給)

第 3 条 役員の本給の月額は、次の各号に掲げる役員に対して、それぞれ当該各号に定める額による。

一	理事長	1,050,000円
二	所 長	500,000円
三	専務理事	920,000円
四	理 事	870,000円

(特別調整手当)

第 3 条の 2 特別調整手当の月額は、本給の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第 3 条の 3 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用し、かつ、その運賃等を負担することを常例としている役員に対して支給する。

2 通勤手当の額は、支給単位期間の通勤に要する運賃相当額とする。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額が 55,000円を超えるときは、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

3 通勤手当は、支給単位期間ごと一括して支給する。

4 通勤手当を支給された役員のうち、退職その他第 1 項に該当しなくなった場合及び通勤の実情の変更に伴い支給額の改定が生じた場合には、支給単位期間のうち、これらの事由が発生した後の期間に係る交通機関等から払戻しを受ける額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として 6 月を超えない範囲内で、1 月を単位とする期間をいう。

(給与の支払)

第 4 条 役員の給与は、法令等に基づきその役員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨又は本人の口座に銀行振込で支払うものとする。

(本給、特別調整手当及び通勤手当の支給定日)

第 5 条 役員の本給、特別調整手当及び通勤手当の支給定日は、毎月 16 日(その日が休日にあたる場合は、その日前において、その日に最も近い休日でない日)とする。

(特別手当)

第 6 条 役員の特別手当は、原則として、夏季及び年末において、理事長が定める日に支給する。

2 役員の特別手当の支給額は、本給及び特別調整手当の月額並びに本給の月額に 100 分の 25 を乗じて得た額並びに、本給及び特別調整手当の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に年間を通じおおむね 100 分の 400 を乗じて得た額とする。

3 第 1 項の特別手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下「基準日」という。)に在職する役員に対して支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。

(端数の処理)

第 7 条 この規定の定めるところによる給与計算において生じた円未満の端数の処理は、その端数を切り捨てるものとする。

(その他)

第 8 条 その他、役員の給与の支給に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は平成 17 年 10 月 1 日から適用する。